

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交企発第16号、丙交指発第3号
丙規発第7号、丙運発第8号
令和元年6月18日
警察庁交通局長

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について(通達)

本年4月19日に東京都豊島区で発生した交通死亡事故や、同年5月8日に滋賀県大津市で発生した交通死亡事故をはじめ、未就学の子供が犠牲となる事故や高齢運転者による事故が相次いで発生していることを受け、同月21日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)において、内閣総理大臣から「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」、「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」及び「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保」について指示がなされた。これを踏まえ、同年6月17日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム」において検討結果を取りまとめ、同月18日、関係閣僚会議において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(以下「緊急対策」という。別添)が決定された。

今後、緊急対策に基づき、未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策として推進すべき事項等は下記のとおりであるので、各都道府県警察においては、対応に万全を期されたい。

記

1 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に関する施策

- (1) 未就学の子供を交通事故から守るための関係機関と連携した危険箇所の抽出と対策の実施(緊急対策1(1)及び(2):1~2ページ)

本施策の実施方法、留意事項等については、交通規制課長、交通企画課長、及び交通指導課長から別途通達する予定である。

- (2) 子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締り(緊急対策1(3):3ページ)

各都道府県警察においては、可搬式速度違反自動取締装置の整備に努めるとともに、これを活用した取締りやゾーン30入口での交通安全指導など、子供の通行が多い生活道路等における交通指導取締りを行い、速度規制等の実効性を確保すること。

2 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進に関する施策

高齢運転者による交通事故防止対策については、これまでも、「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の

更なる推進について（通達）」（平成29年7月14日付け警察庁丙交企発第104号ほか）等により指示しているところであるが、次の諸点に留意しつつ、対策の更なる推進を図られたい。

(1) 「安全運転サポート車」の普及推進（緊急対策2(1):3～4ページ）

安全運転サポート車について、引き続き、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供したり、自動車教習所等に協力要請を行ったりするなど、関係機関・団体との連携を強化しながら、更なる普及啓発に努めること。この際、高齢運転者の交通事故の特徴等を周知するとともに、安全運転サポート車の機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、同機能を過信せずに責任を持って安全運転を行わなければならない旨についても、分かりやすく周知を図ること。

なお、警察庁においては、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進のための取組として、「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢運転者に対する対策の強化について検討を進めているところである。

(2) 運転に不安を覚える高齢者等の支援

ア 運転適性相談の更なる充実強化（緊急対策2(2):5ページ）

運転適性相談窓口に医療系専門職員を配置し、その専門知識を生かしてきめ細かな助言・指導を行うなど、運転適性相談の更なる充実強化を図ること。

なお、運転適性相談については、国民に親しみやすい名称への変更や全国統一の専用相談ダイヤルの導入を予定しており、それらの実施方法等について、本年度中に運転免許課長から別途通達する予定である。

イ 高齢運転者に対する交通安全教育等の推進

運転を継続する高齢者に対し、ドライブレコーダー等を活用したきめ細かな指導を含め、加齢に応じた望ましい運転の在り方等についての交通安全教育等を引き続き推進すること。

ウ 自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の周知等（緊急対策2(2):5ページ）

地域における高齢者の暮らしにきめ細かく配慮して、円滑な自主返納を促進するためには、都道府県警察のみならず、地方公共団体等の関係機関・団体と一体となった取組を行うことでより効果が発揮されることが考えられる。

このため、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を強化し、自主返納者の利便に資する各種支援施策の充実のための働き掛けを行うとともに、自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の周知を推進すること。

エ 高齢者講習等の円滑な実施（緊急対策2(2):5ページ）

高齢者講習及び認知機能検査の円滑な実施については、これまでも、「認知機能検査及び高齢者講習の待ち期間の短縮のための諸対策の強化について（通達）」（平成31年3月18日付け警察庁丙運発第9号）等により指示しているところであるが、高齢者講習等の受検・受講ができず運転免許証の有効期間の更新が迫っている者の対応の強化、高齢者講習等の同日実施の推進、運用の弾力化等の諸対策を引き続き推進すること。

オ 医師の診断体制の確保（緊急対策2(2)：5ページ）

医師会等関係団体との連携を強化し、認知機能検査等で認知症のおそれがあるとされた者の円滑な診断についての理解を求めるとともに、診断体制の確保に引き続き努めること。

カ 認知症のおそれがあると判定された者等へのサポート（緊急対策2(2)：5ページ）

都道府県警察の運転適性相談窓口と都道府県及び市区町村の認知症施策担当部署や地域包括支援センター等の相談窓口との連携を図り、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された者、自主返納者や自主返納を検討している本人や家族等へのサポートの充実に引き続き努めること。

※ 別添については省略